

第1章

富里市景観計画の策定について

～なぜ、景観計画を策定するのか～



- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 景観計画の区域





■馬のモニュメント（市役所正面玄関前）



■富里スイカロードレース大会

1 計画策定の背景と目的

(1) 景観計画とは

景観計画とは、景観法（平成16年（2004年）6月制定）に基づき、景観行政団体が良好な景観の形成を図るために定める計画です。

景観は、目に見える景色や風景であり、自然、歴史や文化、伝統行事、道路や公園、建物や看板など、多種多様な要素から成り立っています。

美しい景観は、地域の魅力を高め、そこに住んでいる人や訪れる人の心を豊かにしてくれるとともに、郷土に対する愛着と誇りを育みます。

富里市景観計画は、本市の良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成の目標や基本方針、行為の制限、景観資源の保全・活用、景観形成の進め方など、景観に関する市民、事業者、行政の指針となるものです。

(2) 景観計画策定の背景

近年の社会経済情勢の変化に伴い、太陽光発電設備の設置が進むことによる自然景観の改変や開発などによる周辺景観への影響が見られます。

また、人々の価値観の多様化により、周辺景観から突出した色彩やデザインの建築物や屋外広告物も景観へ影響を与えており、景観形成に関する課題が顕在化しつつあります。

景観に対する人々の意識が高まる中、全国的にも景観への取組が進められており、本市においても、市民が誇りに思う市街地景観や緑豊かなうるおいと魅力あふれる景観を保全・形成していくため、平成30年（2018年）6月に景観行政団体へ移行し、富里市景観計画を策定することとなりました。



■谷津田



■富里中央公園



(3)景観計画策定の目的

本市は、豊富な自然に包まれ、肥沃な農地や自然環境の中で、日本を代表する首都圏近郊の優良な農業地帯として発展してきました。

市街地周辺に広がる農地や斜面林は、本市特有の貴重な自然空間であり、地域には馬のふるさとを今に伝える史跡や牧場、旧岩崎家末廣別邸など、歴史や文化に関する資源が多く分布しています。

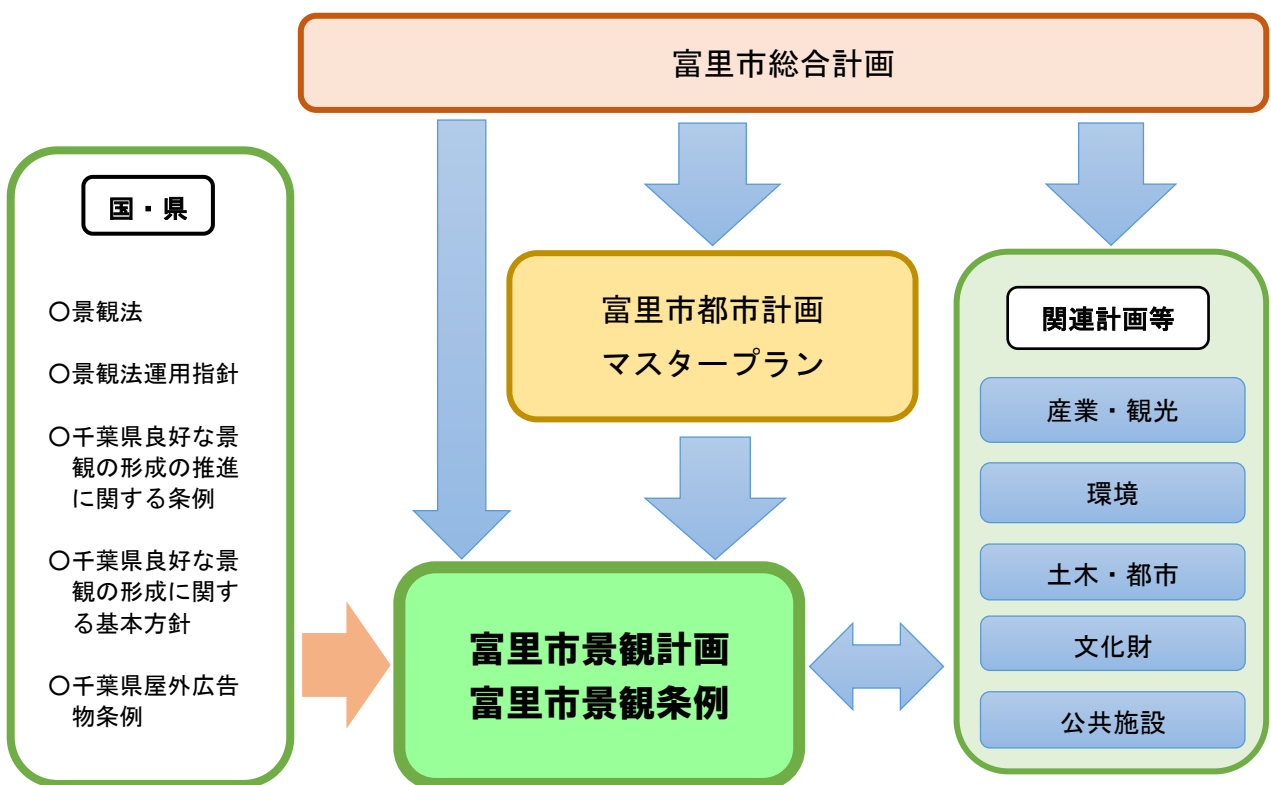
本市の自然や風土、歴史に育まれた美しい景観を守り、育てるとともに、新たな魅力ある景観を創出し、地域の魅力や価値の向上等につなげていくことが求められています。これら古くから引き継がれ、築き上げられてきた本市の優れた景観は、市民共有の財産として次の世代に引き継いでいくことが重要です。

そのため、本市では、自然や歴史・文化を活かした「富里らしい景観形成」を市民、事業者、行政が協働で行い、住みよさや住み続けたいと感ずることができるまちづくりを進めるため、他法令等との整合を図りながら、良好な景観形成を目指します。



2 計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条に基づき、景観行政団体である富里市が策定する良好な景観形成に関する計画です。「富里市総合計画」や「富里市都市計画マスタープラン」との整合、関連する計画や施策と連携を図りながら、本市の景観の特性や課題に応じた良好な景観形成の方針や基準等を定め、景観に関する総合的なマスタープランとして位置づけます。



3 景観計画の区域

本市の良好な景観形成を推進するため、本計画の対象範囲として、景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域を富里市全域とします。

■ 富里市景観計画区域

